

組合統制権の構造

甲斐, 祥郎

<https://doi.org/10.15017/1555>

出版情報 : 法政研究. 34 (4), pp. 43-67, 1968-03-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



組合統制権の構造

甲 斐 祥 郎

は し が き

労働組合の統制権は現実の鋭い問題性をはらんでいるため、これまでしばしば論議をよんできた。日本労働法学会の第二十八回大会シンポジウムは労働組合の統制権をめぐる諸問題についての全面的な討論の場を設定したものであり、その他、これに関する論文も少くない。問題点の検討はひとつとり終ったともいえよう。しかしながら、問題が残っていないわけではない。統制権の構造をどう把握するかという基本的な問題、とりわけ政治活動をめぐる統制権の構造把握の問題について、諸説の対立が放置され、しかもその各説それぞれに問題が残されている感がある。本稿は問題性をきわだてるといふ意味において、諸説間に対立の著しい政治活動をめぐる統制権の問題を素材にしながら、労働組合の統制権の基本的な構造を説明することを目的としている。したがって、本稿の直接の対象は統制権をめぐる問題としてはその極く一部をなすものに限定されざるを得ない。また、政治活動をめぐる統制権の問題としても、そのすべてに触れるわけではなく、労働組合が特定の政治活動に関する意思決定をおこなった場合にその団結意

思に違反する行為に対する統制権如何という問題を中心に考察をすすめたい。

まず労働組合の活動目的と統制権とを結びつける考え方をとる石井教授の立場を検討することからはじめよう。教授は、およそ一定の目的を以て結成される人の集団、即ち団体においては、その目的を適切に実現するため多かれ少なかれ団体の構成員に対する団体の統制力が承認されざるを得ないとする、いわゆる団体固有権説の立場に立つ。そして、労使の経済的地位の不平等に鑑み、その実質的平等を実現するために発達した労働組合においては、その性質上その目的を遂行するために組合員に対する統制力が相当に強く認められるし、しかもそれは現に通常の市民社会における集団の場合よりは強い統制力を肯定することが、労働組合という団体を結成する労働者の合理的な規範意識でもあるとする。したがって、労働組合の統制力はA対使用者との関係において労働者の労働条件その他の経済的条件を維持改善することについての団体交渉ないし団体行動、とりわけ争議行為の実現などの面において最も強く、その本来的な作用を發揮するV^(二)ことを承認する。しかしながら他方、教授は労働組合の統制権は組合員の政治活動には及ばないとする。もっとも、一般的には政治活動に属するような行為でも、そのなされ方等の具体的情況により、組合の統制を紊し組合の組織を攪乱する場合には、労働組合がこれらの行為を禁止し、その行為に対して制裁を加えることができるのは、労働組合がその団体としての存在を維持し秩序を保持するため当然のことだとする。しかしこの場合の制裁ないし禁止は、A理論的にいえば政治活動それ自体に対するものではなく、具体的に生ずる労働組合に対する侵害行為について行われるものV^(二)だとする。この立場ではもはや統制権と政治的自由の衝突の問題自体が提起され得ない。

ところで、右のように、労働組合の統制権と組合員の政治活動の自由との衝突の問題を理論的に排除する手続は教授の団結観を起点としている。教授によれば、△労働組合も結局は一つの「目的をもった団体」である……。而も、その目的は人間が、その全人格的な生活を没入するといったような人格的、精神的なものではなく、人が「労働者という人格」の側面において展開する生活関係において、その「生存の確保」、具体的にいうならば、資本主義社会における労働者として、「対使用者との関係を通して」その生存の確保を図ることを目的とするものである。その意味において、労働組合は「全人格的結合」ではなく、人格の一つの側面である労働者という社会的地位において経済的、社会的な利益の増進を目的として実現されるものであって……。その意味では、それは人間の「利己心」を起動力とする一つの打算的な目的団体である^(三)（傍点筆者）。このような団結観を基礎としながら、△団体の統制力も、このような労働者の結合の契機たる目的を無視するようなものであってはならず、また、その統制力も、このような目的を実現するために合理的にみて必要と認められる限りにおいて肯定される^(四)というのである。

たしかに、現実の問題としては、労働力のみによって生存を確保するのが常態である労働者にとっては、全人格のうち労働者という人格の側面がとりわけ重要な意味をもつものである以上、ともすれば、労働者としての生存の確保をはかるための団結たる労働組合の価値を過大に評価し、全人格的にこれに没入するような誤解も生じやすい、また、団結を強化するために、その統制力を必要以上に強調する危険もなくはない。△極端な団体主義は反省を要することは当然^(五)である。その意味では、労働組合は全人格的な生活関係を没入するといったようなものではなく、人が△「労働者という人格」の側面において展開する生活関係において▽その生存の確保を図ることを目的とするものであることは、いくら強調しても強調しすぎることはない。しかしながら、労働組合の目的は、△人が「労働者という人格」の側面において展開する生活関係において、その「生存の確保」、具体的にいうならば、資本主義社会にお

ける労働者として、「対使用者との関係を通して」その生存の確保を図ることを目的とするもの \vee とされるのには問題が残る。労働者という人格の側面において展開される生活関係が対使用者関係に限定、等置されている。

労働組合は、本来、労働者^(六)がその経済的地位の維持向上をはかることを目的として組織する団体である（労組法二条本文）。その点では、特定の政治的信条を基礎とし、政治的目的を達成するために組織される政党と異なるものである。しかし、労働組合はその目的達成のために、副次的にいかなる種類の政治活動をも組合活動としておこなうことができる（労組法二条但書四号）。労働組合運動の歴史が労働組合の政治活動と経済活動との表裏一体、不可分の関係によって彩どられてきたものであることは煩述する必要はないであろう。とりわけ、今日の国家独占資本主義体制のもとで、高度に発展した独占資本は国家権力との結合を強め、さらには国家機関を従属化せしめ、国家の経済的機能はますます増大し、その政治的機能と経済的機能が不可分に結びついており、労働者の経済的な諸要求は対使用者関係のなかだけでは処理が不可能になっている。労働者の経済的地位の向上をはかるという目的を達成するために、労働組合のおこなう政治活動は不可欠のものとなっている。その意味では、組合活動の内容について、それを経済活動と政治活動とに峻別すること自体、あまりにも形式的にすぎ妥当性を欠くとすら言える^(七)。労働組合法第二条が労働組合の目的をいわゆる経済活動に限定することなく、副次的に政治活動を行なうことを容認しているのはこのような認識を前提しているものである。この点^(八)労働者の「経済的地位の向上」を図るための活動 \vee と労働組合のおこなう政治活動とを別個の性質をもつものとして並列的に把える見解は、労働組合のおこなう政治活動はまさに労働者の経済的地位の向上を図るための活動であって、両者の関係は包摂、被包摂の関係であることを見誤ったものである。

- (一) 石井照久・労働組合―その組織と統制―（総合判例研究叢書労働法(5)）二〇三頁
- (二) 石井・前掲書二一一頁
- (三) 石井・前掲書二〇二頁
- (四) 石井・前掲書二〇三項
- (五) 石井・前掲書二〇三頁
- (六) 本田淳亮・労働組合の政治活動をめぐる法律問題（季刊労働法50号）七一頁
- (七) 後に第三の立場を検討する際に触れることにする。

二

正当な組合活動目的と組合の内部統制権とを直接関連づける考え方の第二は、政治活動を正当な組合活動として把握する点において第一の立場とは異なっている。外尾教授は、

八いうまでもなく労働組合は「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織」された団体（労組法二）であり、「主として政治運動又は社会運動を目的とするもの」ではない（労組法二）。しかしまた、労働組合は、全面的に政治的行動を禁ぜられているわけではなく、労組法二条の意味するところは、労働組合が主として政治的運動を目的とする組織ではないというだけのことである。とくに一国の社会経済機構が高度に組織化され、政治が国民の生活に直接かつ深く侵透している現在においては、政治の問題をぬきにしては労働者の経済的地位の向上は考えられないといっても過言ではない。このような意味から、労働組合が特定の政治政策を支持し、あるいは政党を支持することも敢て異とするには足りないであろう（二）。とする。労働組合は本来的、直接的には、労働力商品の価値法側の貫徹をめざす組織であること、そして、労働組合

が政治的活動を行なうのは労働力商品の価値法則がそれぞれの歴史的発展段階における資本主義構造、とくに権力構造と一定のかかり合いをもつこと、資本主義が国家独占資本主義の段階へと高度化するにともない、労使関係をも含めて、国民の経済生活に対する国家の役割りが、消極的補充的なものから積極的介入的なものへと必然的に変化し、そのなかで労働組合の政治的活動が必然化すること、そして法は労働組合の政治活動を容認していること、これらの諸点を前提的に承認する立場を表明される。ただ、注意すべきことは、労働組合は政治活動を行なうことができるのではあるが、教授によれば、

△しかしながら労働組合は、政党とは異り、基本的には労働者の経済的地位の向上を目的とし、かかる基礎の上に成立している団体である。それゆえ、労働組合は、右の目的に奉仕する限度においてのみ、政治活動に参加し、あるいは特定の政党ないし政治政策を支持することが認められる^(三)。

ものである。ここにおいて、労働組合のおこなう政治活動は、労働者の経済的地位の向上という目的に合致するものとそうでないものとの二つに分離されている。もしくは、その二つに分離することが可能だとする認識が前提されている。そして、労働者の経済的地位の向上という目的に合致するような政治活動のみが、労働組合の正当な政治活動であるとされるのである。この点労働組合は△副次的に、いかなる種類の政治運動をもその目的としうる^(三)（傍点筆者）という認識にたつ第三の立場と対蹠的である。

以上のごとく、教授は政治活動を二分した上で、政治活動にともなう労働組合の統制権にふれて

△労働組合は、右の目的に奉仕する限度においてのみ政治活動に参加し、あるいは特定の政党を支持の立場をとった場合には、それが具体的、労働者の経済的地位の向上に役立ちうる限度においてのみ組合員を拘束する。例えば仮にある組合が最低賃金法制定促進に関する決議を行い、これを公約としている政党を支持する立場をとった場合に

は、組合員は少くとも組合内においてこれに反対する言動を行い、あるいは反対党の立場に立つ行動をすることは許されない………^(四)（傍点筆者）

とされる。労働組合の正当な組合活動としては、政治活動は労働者の経済的地位の向上という目的に奉仕する限度内のものでなければならぬとされるのであるが、ここでは、具体的に労働者の経済的地位の向上に役立つものかどうかが、特定の政治活動を正当な組合活動とみるかの基準として示されていることになる。しかしながら、具体的に労働者の経済的地位の向上に役立つかどうかによって、組合活動の正当性を決めることには問題が残りはしないだろうか。例えば第三の立場でいわゆる市民的立場における政治活動は最低賃金法制定を要求する政治活動に比べれば、労働者の経済的地位の向上という目的に関して、より直接性を欠くし、また具体的に性を欠くといえる。しかし、これらのいわゆる市民的立場における政治活動も労働者の生活利益の向上と無関係ではなく、窮極的には労働者みずからの社会的、経済的地位の向上を目的としている。いわゆる市民的立場における政治活動も正当な組合活動であるという把握にたつ第三の立場の、その側面における正しさを否定することはできないであろう。経済的地位の向上という目的に関して、各種の政治活動には相互に具体性や直接性の量的な差異は確かにあるけれども、その量的差異をもって、経済的地位の向上を目的とするものとそうでないものという質的な差異を決定することはできないであろう。

- (一) 外尾健一・除名（総合判例研究叢書労働法(5)）一一五～六頁
- (二) 外尾・前掲書一一六頁
- (三) 例えば蓼沼謙一・労働組合の統制力（労働法体系1）二二三頁
- (四) 外尾・前掲書一一六頁

正当な組合活動目的と統制権を関連づける第三の立場は、いま検討してきた第一、第二の立場の狭さを克服しつつ、労働組合が従的におこなういかなる種類の政治活動についてもその組合活動としての正当性を承認することから出発する。^(一)そして、この立場は、正当な組合活動と統制権との関連づけという面からみて、政治活動を二つのグループに分けるところに第一の特徴がある。すなわち、正当な組合活動としての政治活動を直接労働者の経済的地位の維持向上という目的に結びつくものとそうでないものとに、つまり、いわば労働組合が市民的な立場にたっておこなうところの政治活動とに峻別する。そして、直接的に労働者の経済的地位の向上という目的に結びつくものに限ってのみ組合の統制権を容認するところに第二の特徴がある。しかも、その峻別された政治活動の一方についてのみ労働組合の統制権を容認し、他方に対してそれを容認しないことの理論づけにおいて相異がみられる。

混乱を避けるために以上を要約すれば、正当な組合活動と統制権とを関連させる立場の第三は、その理論的構造の特質から次の二つに分けることができる。

A、(一)、労働組合のおこなう政治活動を正当な組合活動とみる。

(二)、政治活動を二つに峻別し、労働者の経済的地位の向上という目的に直接的に結びつくものに限って労働組合の統制権を容認する。

(三)、政治活動を二つに峻別し、一方のみに統制権を承認する理論的な根拠として、労働組合の本質的屬性Ⅱ労働組合は使用者との不断の対抗関係におかれる労働者としての日常生活利益をかかると対抗関係における労働者の団結行動によって維持向上することを目的とし、そのために活動を展開する点Ⅱを強調する。

B、(一)、Aと同じ

(二)、Aと同じ

(三)、政治活動を二つに峻別し、一方にのみ統制権を容認し他方に認めない理論的な根拠として、構成員たる労働者の政治的自由の絶体性を強調する。

まづAの立場からみることにしよう。この立場をきわだつたかたちで表現されたのは夢沼教授である。

△労働組合はなお、各種の福利共済活動や政治活動をも副次的にその目的となしうる。現行法もこれを認めている（労組法二条但書三、四号）が、この種の目的活動の面でも、単にその主体が労働組合であることから、直ちに、法律または契約上の根拠がなくても、団結権の憲法上の保障から直ちに導き出される形成権としての除名権その他の懲戒権ないしこれと不可分の内部統制権が労働組合に認められるとするのは疑問である。……労働組合がいかなる角度ないし目的からどのような政治的活動を行なうかが、この場合重要である。^(二) V

として、政治的活動を△角度ないし目的Vから二つに分け、

△組合が市民ないし公民の一員としての構成員の政治運動、選挙運動に助力し、あるいは一般の市民団体と同じく団体としてみずからかかる政治運動を行う場合、換言すれば、労働組合がいわば市民的な政治的活動を行なう場合については、労働組合の内部統制権、懲戒権の根拠が既述のような労働組合という団体の特殊性に求められる以上、法律の規定や合意に基づかない除名権その他の内部統制権は認めえない。すなわち、組合は、この種の政治活動に関する限り、組合員の市民的政治活動を制約する法的効果をもつような決議はすることができない^(三) V

と解され、これに対し、

△労働組合が組合員の市民一般としての生活利益の擁護伸長という角度からではなしに、組合員の労働者としての

生活利益の維持向上という観点から、それに必要な一定の政治的要求を決定し、その実現のために政治活動を展開する場合には、必ずしも組合の統制権、懲戒権を否認しえない^(三)

とする。そして、このように政治的活動を二つに分け、 \wedge 市民的立場 \vee での政治活動について組合の統制権を否定する論理的前提として教授は、

\wedge 労働組合は、使用者との不断の対抗関係におかれる労働者としての日常生活利益(広義の労働条件)をかかると坑関係における構成員 \parallel 労働者の団体行動によって擁護向上することを目的とし、そのための活動を展開する点で、他の団体にみられぬ独自の本質的屬性をもち、この点に労働組合に固有独自の統制権、懲戒権の認められる実質的根拠がある^(四) \vee

と述べられる。そして、労働組合が組合員の労働者としての生活利益の維持向上という観点から展開する政治活動については統制権を否定出来ない根拠として、

\wedge 労働組合は、構成員の労働者としての生活利益を対使用者の団結行動ないし広義の団体交渉によって擁護向上するということ本来の機能を、立法その他公権力の行為(たとえば賃金上げを直接又は間接に抑止する経済・財政法規)によって阻害される場合があり、しかも資本主義の高度化に伴い国家権力の経済社会への直接的介入が増大するにつれて、労働者としての生活利益の維持向上も公権力に対する活動なくしては実現しえない場合が増大する。かような、単に労働者の一般市民としてのあるいは労働者としての生活利益になんらかプラスになる立法その他の措置を公権力に要求するというのではなしに、労働者としての生活利益に属する事項について、その維持向上が公権力の一定の措置なくしては実現しえない場合に、その限度で当該の一定の措置を公権力に要求する政治活動は、かかる生活利益の擁護向上が広義の団交を手段としては達成しえないときにその擁護向上に不可欠の活動なのであるから、広

義の団交を手段とする労働者としての生活利益の擁護向上活動において内部統制権、懲戒権が労働組合に認められる以上、この種の政治活動についても、その実効性の必要から、組合に統制権、懲戒権が認められるとしなければならぬ……^(五)と述べられる。

以上の教授の考え方の特徴はまず第一に、組合の政治活動を労働組合がいわば市民的な政治活動を行なう場合と、組合員の労働者としての生活利益の維持向上という観点からそれに必要な一定の政治的要求を決定し、その実現のために政治活動を展開する場合とに二分し、その後者の場合についてのみ組合の内部統制権を認めるところにある。つまり、第一、第二の立場において暗黙の前提とされたところの、正当な組合活動即統制権の範囲という等式が否定されることにある。その結果、組合員の市民的政治活動（選挙運動のごときも含まれる）を制約する法的効果をもつような決議は組合としては行ないえないとされるのであるが、その理由を、使用者との不断の対抗関係におかれる労働者としての日常生活利益をかかると対抗関係における構成員 \parallel 労働者の団体行動によって擁護向上することを目的とする労働組合の独自の本質的屬性に求め、労働組合員の政治的自由を強調するものではない点に第二の特徴がある。

同じように、組合員の生活利益の維持向上という組合固有の目的の範囲内でそれに必要な政治的要求を組合が決定し、その実現のための政治活動を展用する場合と、組合が一般の市民団体と同じ立場で市民的な政治要求を決定する場合とを分けて、その前者の場合にのみ組合の統制権を承認するのは本田教授である。教授は、

△もしも組合が、一般の市民団体と同じ立場で市民的な政治要求を決定するときは、労働者の生活利益の維持向上という組合本来の目的からはずれるばかりか、組合員おのおのが基本的人権としてもつ政治活動の自由とも衝突するから、組合の内部統制権は及ばず、決議違反の行為があっても制裁を課すことはできない。しかし、組合員の労働者としての生活利益の維持向上という観点から政治的要求を決定したときは、それが政治的色彩をおびて

も、組合固有の目的、機能の範囲内に属すると考えられるから、組合の統制権を及ぼしうると判断されるのである………。そしてこの場合は、組合員が市民としての立場においても基本的な人権たる政治活動の自由も、組合員としての責務を果たすために背後に退いてしま^(六)うと述べられ、

△組合の決定が市民的要求にもとづくかそれとも労働者の要求にもとづくかの判別は、現実には必ずしも明確でない場合が多いであろうが、例えば最低賃金法制定促進、スト制限立法反対、憲法第二八条改悪反対など、労働基本権や、労働条件に直接結びつく政治的要求は、原則として後者に属し、それ以外は前者に属すると判断^(七)すべきであると考えられる。

本田教授の考え方は、組合員の労働者としての生活利益の維持向上という観点によって政治活動を二分する点で前蓼沼教授と軌を一にするが、組合員のおのが基本的人権としても政治的自由という観点を打ち出している点において特徴づけられうる。

こうした考え方を具体的に展開されたのが窪田教授^(八)である。煩を避けるために論理構造が基本的には全く同一であることを示すに止めよう。

以上のごとく、この第三の立場を貫く理論構造の特質は、その理由づけの相異はともあれ、政治活動を二分することにより正当な組合活動即組合統制権の範囲という等式を否定するところにある。したがってまた、正当な組合活動という概念が対外的な場合と対内的な場合とは全く分裂してしまう点にある。この等式に対する否定は最初蓼沼理論のなかに、いわば言外の論理として内在していた。ついで、本田教授が、さらには、窪田教授が、労働組合の政治活動の正当性評価を対使用者関係として不当労働行為の関係におけるそれと対内的な構成員に対する統制権の關係に

おけるそれとについて別個の評価次元に置かれたことにより、この等式は全面的にかつ明確に否定されることになった。

こうして組合のおこなう政治活動を二分する方法はたして十分にそれを納得させうる理由づけを示しているであろうか。これに対する批判はまず組合がとりあげた以上は、一般に組合目的の範囲内と考えるべきである。そしてこれら目的が組合運動と無関係の政治目的だといふのであればともかく、組合が現に展開している活動に対して、ことさらに阻害活動をなす組合員をも組合として放置せねばならないものであろうか。Vというかたちで提起された。三島教授は、このように労働組合としての政治活動の自由をある程度承認する学説も、政治活動を二分して、統制力の及ぶ範囲を組合本来の目的に限定しようとする点において軌を一にすることを指摘しつつ、

「たしかに、労働組合は使用者に対抗するための団体であるから、その自主性を維持させるためには、対使用者関係で組合活動の正当性の範囲をできうるかぎり広げて解釈することは妥当である。けれども、こと統制問題については逆に狭く解すべきだ」という議論には、納得しえないものがある。……組合が現に展開している活動に対して、ことさらに阻害活動をなす組合員をも組合としては放置せねばならないものであろうか。もちろん、批判の程度を越して反対運動の段階に立至ったときでも、組合は本人に対してまず警告を発するか、権利停止程度の軽い制裁を加えることによって反省を促すべきであり、一足跳びに除名のような重い制裁を課すべきではない（このことは、いわゆる組合本来の活動に関する場合でも変りはない）。だが、悪質な組合活動阻害者に対しては、それが政治活動に関係するという理由で制裁処分を否定すべき理由はないであろう。組合が取り上げた以上は、一般に組合目的の範囲内と考えるべきである。前述の市民的政治活動と生活利益の維持向上という観点からの政治活動を区別する行き方も、具体的な場合には必ずしも判別容易でないとすれば、なおさらのことである」^(九)（傍点筆者）

と述べられる。ここには、労働組合の行なう政治活動を二分して、そのうち労働者の生活利益の維持向上という組合本来の目的に結びつくものに関してのみ統制権を肯認する考え方に對する厳しい批判の手掛りが提示されている。しかし、組合のおこなう政治活動を二分していく理論において、統制権の認められる範囲をA組合の本来の、必然的な目的になぜ限定せねばならないのか、その理由は明らかにされてい⁽¹⁰⁾ないVわけではない。或いは統制権の肯認される実質的根拠という観点から、或いは基本的人権として保持する労働者個人の政治的自由という観点から、それぞれ立論するのである。したがって、これらの政治活動を二つに峻別する考え方に對する批判的検討はさらに深められるべき余地を残している。

まず、労働組合は副次的にいかなる種類の政治運動をもその目的としうるといふ基本的な認識の上にたちながら、労働組合の行なう政治活動をA組合が市民ないし公民の一員としての構成員の政治運動・選挙運動に助力し、あるいは一般の市民団体と同じく団体としてみずからかかる政治運動を行なう場合、換言すれば、労働組合がいわば市民的な政治的活動を行なう場合V、又はA組合が、一般の市民団体と同じ立場で市民的な政治要求を決定するときV、あるいはA労働組合としての政治的要求が、労働者階級の生活上の利益を向上するためになんらかの役に立つが、同時に組合員個人の政治的立場にも深い関連をもつようなものや、労働者という立場を超えて、むしろ国民大衆あるいはヒューマニズムといった立場からなされる場合Vにおいて組合の統制権を否定する論拠の第一は、基本的人権としての労働者個人の政治的自由ということである。しかしながら、もし労働者個人の政治的自由の絶対性を強調するとすれば、こと政治的活動に関する限り、それがいわば市民的立場からおこなわれる活動であろうと労働者の立場からおこなわれるものであろうと、組合として意思決定をおこなうことを不可能にしてしまうのではないであろうか。組合の意思決定が多定決原理にしたがっておこなわれる以上、労働者個人の政治的自由の絶対性を強調する立場では、労

働組合が市民的な立場に立って政治活動に関する意思決定をおこなうこと自体が否定されなければならず、そもそも正当な組合活動目的の範囲内のものとして市民的立場での政治活動を立論すること自体が不合理なものであろう。団結体が多数決原理にしたがって意思決定をおこなう場合には、団結体構成員Ⅱ労働組合員各人の同質性と意見の相対性とが最少限の前提であり、そして団結体構成員の同質性は何よりもⅠ生活利益の向上をめざすⅤ点にある。なるほど、労働者は労働者としての人格側面のみにおいて団結構成員であり、一般的にはⅠ政治的・思想的立場を共通にするものⅤのみではない。しかしながら、労働者が労働組合員である限り、労働者の経済的地位の向上という組合目的は至上のものであり、労働者の政治的自由はそのかぎりで組合目的に従属する。政治的自由の絶対性を説くことは、したがって市民的立場でおこなわれる政治活動に関して組合の内部統制権を否定する論拠となるものではなく、逆に、市民的立場における政治活動は組合としては活動目的となしうるものでもなければ、具体的に意思決定することもできないという結論に論理的にはつながっていかざるをえないことになりはしないだろうか。

さらにまた、組合が正当に行ないうるところのいわゆる市民的立場での政治活動に関して組合の内部統制権を否定する論拠の第二は、労働組合に固有独自の統制権・懲戒権の認められる実質的根拠という点に求められている。つまり、労働組合はⅠ使用者との不_断の対_抗関係におかれる労働者としての、日_常的利_益（広義の労働条件）をかかると対_抗関係における構_成員Ⅱ労働者の団_体行_動によって擁_護向上することを目的とし、そのための活動を展開するⅤ点で他の団体にみられない独自の本質的屬性をもち、そしてその点に統制権の実質的根拠があるのであるから、労働組合がいわば市民的な政治活動を行なう場合には組合の統制権は認められなければならないのである。しかしながら、このような論拠が正しいものとされるためには使用者との不_断の対_抗関係という労働組合の独自のⅠ本質的屬性Ⅴを超えたところのⅠいわば市民的な政治的活動Ⅴを組合がその活動目的として正当に挙げうることの論証が前提的になされているこ

とが必要であろう。しかし、使用者との不断の対抗関係という「本質的屬性」を強調するならば、論理的にはむしろ、石井教授のごとく使用者の手による解決不可能な事項は組合活動の目的には含まれず、したがって市民的な政治活動はもともと組合活動目的になりえないとする方が自然であろう。にも拘らず、藤沼教授は「本質的屬性」を超えたところの「組合員の労働者としての生活利益の維持向上」という観点から、それに必要な一定の政治的要求を決定し、その実現のために政治活動を展開する場合「には」、「その実効性の必要から、組合に統制権・懲戒権が認められる」とされるのである。

以上、労働組合が正当に行いうるところの、いわゆる市民的な政治活動に関して組合の内部統制権を否定する論拠とされる「基本的人権としての労働者個人の政治的自由」および「統制権・懲戒権の認められる実質的根拠」論について検討したのであるが、さらに遡って、労働組合の行なう政治活動を二分すること自体の当否を検討することが必要であろう。

たしかに、労働組合の正当に行なうる政治的活動は、現象的には、市民的な立場における市民的な政治活動という色彩を強く帯びたものや、それなくしては現実に労働組合の目的を達成しがたいような性格のものに分けることができるようにみえる。あるいはまた、例えば平和憲法擁護や原水爆禁止要求等の決議などは、労働立法改悪反対の決議等に比較した場合、労働者としての立場を超えた、むしろ国民大衆あるいはヒューマニズムといった立場からなされるものという性格がより一層強いといえる。このような運動は勿論労働者階級の生活利益と無益のものではなく、窮極においては労働者みずからの社会経済的な生活利益の向上をめざすものではあるが、しかし、直接的には国民大衆共通の利益にかかわる問題であり、市民ないし公民一般の要求に根ざす運動であるといえる。しかしながら、政治活動を組合活動目的として法認しているのは、政治活動が労働者の社会的、経済的な生活利益の維持向上に役立つから

であり、そして役立つ限りにおいてである。したがって、たとえ現象的には市民ないし公民一般の立場にたつような政治活動であっても、それが正当な組合目的の範囲内のものとして法認められるのは、その政治活動がとりもなおさず労働者の生活利益の維持向上に資するものであるという基本的な認識が前提されうるかぎりにおいてである。つまり、労働組合のおこなういわゆる市民的立場での政治活動は、直接的には、国民大衆共通の利益にかかわる問題であり、市民ないし公民一般の要求に根ざす行動 \vee あるとしても、このような運動は、 \wedge もとより労働者階級の生活利益の向上と無縁ではなく、窮局において自らの社会経済的地位の改善をめざしての運動といえる \vee 。

以上のような認識にたつならば、市民ないし公民一般の要求に根ざすいわゆる市民的立場での政治活動を労働者の生活利益の維持向上を目ざす政治活動と区別すべき何らの根拠も見出せない。たしかに、市民ないし公民一般の要求に根ざす政治活動は、たとえば労働立法改悪に反対する政治活動に比較した場合、労働者の社会経済的な生活利益の維持向上という組合目的に対して、より直接性を欠くことは否定できない。しかし、それはどちらがより直接的かという量的差異に関わることであり両者を質的に区別する根拠となりうるものではない。政治活動を二分して一方については組合の統制権を否定する理論は量的差異を質的差異に置きかえるものである。この点については後にふれることにして、ここでは、組合の行なう政治活動を二分する立場においては、対使用の關係と対内的な統制権の關係とでは、正当な組合活動という概念が分裂してしまっているのであるが、それは量的差異の問題を質的差異の問題におきかえるところに基因することのみを指摘しておきたい。

(一) 蓼沼謙一・労働組合の統制力(総合判例研究叢書1)二二〇～二二頁

(二) 蓼沼・前掲書二二二頁

- (三) 蓼沼・前掲書二二三頁
- (四) 蓼沼・前掲書二二三頁
- (五) 蓼沼・前掲書二二三～四頁
- (六) 本田淳亮・労働組合の政治活動をめぐる法律問題(季刊労働法50号)八一頁
- (七) 本田・前掲書八一頁
- (八) 窪田隼人・労働組合の政党支持と統制権(学会・労働法23)参照
- (九) 三島宗彦・労働組合と除名の法理(季刊労働法53号)一五〇～二頁
- (一〇) 三島・前掲書一四八頁
- (一一) 窪田・前掲書三五頁

四

労働組合の政治活動とその統制権とを関連づける立場の第四は、第三の立場からの理論的影響を完全に切り離さないままに、しかも第三の立場に対して批判的である。三島教授に代表される第四の立場の特徴は、第一に、 \wedge 組合がとり上げた以上は、一般に組合目的の範囲内である \vee として、正当な組合活動としての政治活動の中を広く把える第三の立場に近似している点にある。そして第二に、一面において正当な組合活動即統制権の範囲という等式を否定しつつ、同時に他面ではこの等式をその理論的基軸に復活することによって第三の立場に対する批判者であるところに特徴がある。

教授は、 \wedge 「政党支持の問題や選挙斗争に関した統制違反については、統制権の発動をめぐって是非の議論はありうるにしても、組合本来の活動、とくにストライキに対する妨害行為が組合の統制権の範囲外にあるといわれては、

団体行動を否認することに通じはしないかVという意見に対して

△刑事免責のある団体行動即統制権の範囲という等式が成立するわけではないから（たとえば、政治的示威行進それ自体は原則として合法だと考えられるけれども、それに参加しなかったからといって制裁を加えられるべきかどうかは疑問である）

右の批判は必ずしも当たってはいないが、問題の核心に触れていることだけは確かであるV^(二)

とされ、あるいはまた、

△組合活動の正当性を判断する基準としての目的と統制力行使の正当性を画する組合目的とは必ずしも一致しなければならぬわけではない…V^(三)

として、正当な組合活動と統制権の範囲との等置を否定される。そして同時に、他方では、△労働組合としての政治活動の自由をある程度承認する学説も、統制力の及ぶ範囲を組合本来の目的に限定しようとする点においては軌を一にしているVことを指摘しつつ、

△労働組合は使用者に対抗するための団体であるから、その自主性を維持させるためには、対使用者関係で組合活動の正当性の範囲を能うかぎり広げて解釈することは妥当である。けれども、こと統制問題については逆に狭く解すべきだという議論には、納得しえないものがあるV^(三)

とされている。

労働組合の基本的な論理は、労働者個々人の個々ばらの行動を統一性と規律性を基礎にした団体としての行動に高めることにより、労働者の経済的地位の向上という目的を達成するところにある。したがって、その目的達成のために労働組合が具体的行動についての団結意思を形成した場合、そこには労働組合の全構成員はその団結意思に従うべきであるという規範的要請が存在する。^(四) 正当にかつ具体的に団結意思が形成されている限り、その意思に反する行動

は団結体としての規律ある行動を阻害するものであり、労働組合として放置することのできない反規範なものである。そしてこのことは、統制権の根拠づけをいわゆる団結権説といわゆる団体個有権説とのいづれに求めるかにかかわらず、統制権が労働組合として、使用者又は国家機関との対抗関係を通じて、その目的を達成する上で必要な内部の統一性を保持することを存在目的とする以上、団結意思に反する反規範的行動はすべて統制権の対象となるものである。この意味において、正当な組合活動即団結権という等式は正しい。

このことは、労働組合がその目的達成のためになす政治活動に関する意思決定に違反してなされる行動についても妥当する。団結意思を阻害する反規範なものだという非難を受けるべきことには変りないからである。たとえそれが、団結構成員個人の政治的自由を理由とする場合でも同様である。なぜなら、労働組合が政治活動に関して意思決定をなしうるとするかぎり、しかもその意思決定が組合構成員の多数決によるものとされるかぎり、構成員個人の政治的自由は労働者の経済的地位の向上という労働組合の目的に従属し、その意味で制限可能なもの、相対的なものであることが前提されざるを得ないからである。三島教授の立場は理論的一貫性を欠くものではないであろうか。

(一) 三島宗彦・労働組合と除名の法理(季刊労働法53号)一四三頁

(二) 三島・前掲書一四八頁

(三) 三島・前掲書一五〇頁

(四) 蓼沼謙一・労働組合の統制力(労働法体系1)二一七～八頁

五

以上の検討のなかで指摘した諸点のうち、政治活動に関する統制権の構造をどう把えるかということを示すのに必要なものを要約すれば次のようになる。

- (1) 労働組合は政治活動をおこなうことができること。
- (2) この政治活動は労働者の経済的地位の向上Vということを目的とするものであり、労働者の経済的地位の向上Vを目的とする活動とは別に政治活動がなされるものではないこと。もし労働組合の政治活動が労働者の経済的地位の向上Vを目的としない場合には、それはもはや正当な組合活動Vには含まれず、したがってそれは本稿の議論の枠外のものであること。

- (3) 正当な組合活動即統制権の範囲という等式は政治活動に関しても妥当すること。

以上のような理解にしたがって正当に形成された団結意思に反する行動はすべて統制権の対象であると理解する場合、注意さるべきはつぎの点である。つまり、労働組合構成員の特定の行動が反規範的なものという非難を受けるべきものかどうかの判断は、その特定の行動が団結意思に反すものか反しないものかという、もっぱら質的な評価の場面に属することである。したがって、具体的に発動されるべき統制権については、団結意思に反する反規範的な行動という評価を前提にし、さらに、それが反規範的なものとしてのどの程度非難されるべきかという衡量的な評価がなされなければならない。この点、労働組合の基本的な論理が統一性と規律性を基礎にした団体行動によって、使用者又は国家机关との対抗関係を通じて、労働者の経済的地位の向上という目的を達成するところにある以上、特定の行動がどの程度反規範的な非難をうけるべきかの量的評価は少くとも二つの面からなされる必要がある。

まず、対使用者又は國家機関との対抗關係という面にひとつの評価の基準が求められる。この対抗關係が緊張すればするほど、そのなかで生じる團結意思違反行為に對する非難の度合は強まるであろう。これを團結意思に反する行為の面に視点を置くなら反規範的行為の類型としては全く同一の團結意思違反行為であっても、平常時におけるそれと団体交渉その他の団体行動時におけるそれとは、それに加えられる非難は後者の場合の方がはるかに強いものがある。例えば、平常時における組合大会決定に理由もなしに違反する場合と、ストライキ中における組合大会参加決定に理由なしに違反する場合とは、後者の方が強い非難を受けるであろう。さらに、團結意思の面に視点を置いてこれをみるなら、團結意思が對抗關係を緊張したものにする場合とそうでない場合とは、團結意思に違反する行動に對する非難の度合は異なるであろう。例えば、レクリエーション参加決定に違反する場合と現実に要求を明示したストライキへの参加決定に反する行動とは、後者の方がより強く非難されることになる。

つぎに、労働組合の目的という面からも評価の基準が求められるであろう。労働者の経済的地位の向上という組合目的と具体的に形成された團結意思との關係如何によって、團結意思違反行為に對する非難の度合に差異が生じる。形成された特定の團結意思が労働者の経済的地位の向上という目的に直接的・具体的に結びついていればいるほど、その團結意思に反する行動に對する非難は強度のものになる。例えば、一般的な学習会参加決定違反の行動と賃上げ要求のストライキ参加決定に違反する場合とは、疑いなく後者の方により強い非難が注がれよう。同様のことは政治活動といわゆる経済活動を比較した場合にいえようし、政治活動相互についても妥当する。

一般に、政治活動はいわゆる経済活動に比較した場合、経済的地位の向上という目的との結びつきがより間接的であり、より抽象的である。いわゆる市民的立場からの政治活動の典型である平和憲法擁護の行動を例にとれば、これは八もとより労働者階級の生活利益の向上と無縁ではなく、窮局において自らの社会経済的地位の改善をめざしての

運動といえるがV、いわゆる経済活動と比較した場合、経済的地位の向上との結びつきはより間接的であり抽象的である。又、同様なことは政治活動相互のあいだにも肯定されざるを得ない。労働立法改悪反対の行動と平和憲法擁護のための行動とでは、後者の方が経済的地位の向上という目的との結びつきにおいてより間接的であろう。このように経済的地位の向上をめざすという点では質的には同じ団結意思でありながら、結びつきの度合において様々の段階序列をなしていること、そしてその序列に対応して、団結意思違反行為に対する非難に差異がある。具体的に発動される統制権は、この衡量的評価にしたがって、単なる注意・譴責・制裁金、……除名といったバラエティーを示すことになる。

評価の基準について詳細な検討が必要であるが、本稿としては、質的評価と量的評価を論量的に区別する考え方の基本を示せば足りるであろうから、つぎにその具体的な適用例そう。

一般に承認を得ている命題、つまりA組合の決定をもってしても組合員の政治活動を一般的に禁止することはできないVという命題は、それが、このような組合決定に反する行動に対する統制権を否定する点において正しい。そしてこの命題の根拠は一般に個人の政治的自由に求められている。しかし、個人の政治的自由は団結構成員に関するかぎり、労働者の経済的地位の向上という団結目的に従属するものであり、この目的達成のために組合が政治活動をなすことができるとするかぎり、組合員の政治的自由の絶体性を主張することは矛盾である。この命題の正しさは、一般的なかたちで政治活動を禁ずる組合決定はその名宛人をもっぱら内部の組合員に限るものでしかなく、評価基準としての対抗性の度合はほとんどゼロに等しいし、さらに組合目的との結合の度合については、直接性・具体性を詮議するまでもないこと、したがって統制権はゼロに等しいということによる。つまり、全く統制権を伴いえないような決定は無意味だという点にある。

現実の問題ともからまり是非とも触れておかねばならないのは選挙に関する問題、特に特定政党支持を組合で決定した場合の統制権の問題である。選挙に際しての特定政党支持または特定候補支持の組合決定は、直接には個別的組合員を名宛人とする。一般的には、政治活動は国家機関を名宛人としており、そのために国家機関との対抗関係を通じて組合目的の達成をはかるものであるが、選挙に関する意思決定、特に特定政党支持の決定あるいは特定候補支持決定というものは、国家機関をどう構成するかの問題（論理的には対抗関係以前の問題）をめぐり、組合員を直接の名宛人として態度決定を迫るものであり、使用者又は国家機関との対抗性の度合はほとんどゼロに近い。又、経済的地位の向上という目的は、支持されたところの特定政党又は特定候補によらなければ果されないとはいえずしも言えないし、又その特定政党支持決議や特定候補支持決議によって必ず果たされるものでもない。組合目的とこういうかたちの団結意思とは直接につながらない。

以上述べたことの基本点を要約すれば、一般に政治活動に関する意思については、統制権による裏付けはいわゆる経済活動における場合のそれよりも弱くならざるを得ないし、とりわけ、いわゆる市民的立場から提起されるような性質の政治活動については統制権は認められそうもないことである。そしてこのことは、政治活動というものは組合員相互の民主的な討議の上に立ち、しかも組合員自身の自発性をよりどころとしてなされる以外になく、統制権によるしめつけをよりどころとすることはできないという意味において、運動論の実際にも合致するであろう。

あ と が き

本稿は組合統制権の構造把握のための一試論であり、しかも組合の政治活動に関連する側面に視点を置いたため、

例えば組合活動の正当性をめぐる問題のような、前提的な諸問題、ならびに、たとえば組織強制といったような関連的諸問題にふれることができなかった。諸の見解に対する理解の仕方に間違いがないことを希念しつつ、筆者なりの考え方の基本的な骨組みをかきとめたものである。